

【参考資料 2】

メディカルケアステーション運用に係る Q & A

- Q. 医療介護専用 SNS 「メディカルケアステーション (MCS)」とはどういうシステムか。
- A. 医療介護従事者専用の完全非公開型のソーシャルネットワークによるコミュニケーションシステム。患者単位のグループに、医師、看護師、薬剤師、ケアマネなど多職種スタッフを招待することによってチームを作り、完全非公開型でコミュニケーションをすることができる。
- Q. なぜ、無料で利用できるのか。
- A. MCS は、アプリパートナーからの収益やその他のサービスから得られる収益をもとに運営されるため。
- Q. MCS のセキュリティについて。
- A. 暗号化に対応した通信はもとより、IPA (独立行政法人情報処理推進機構) が推奨する各種セキュリティ対策の実装やアプリ連携における VPN (公衆回線を専用線のように利用できる技術) の採用、招待・承認フローによるアクセスコントロールの提供、さらには施設ごとに活用する医療・介護情報の性質と機微性に応じたネットワーク構成の提供など、強固なセキュリティ体制を構築。厚生労働省や総務省、経済産業省から提供されている各種ガイドラインに準拠した ICT 環境にて活用する。
- Q. 特別なハードやソフトは必要か。
- A. MCS の利用に特別なハードやソフトは一切必要ない。お手持ちのパソコンやスマートフォン、iPad などのタブレット端末からアクセスするだけで利用できる。ただし、セキュリティの観点から最新のブラウザでの利用を推奨している。
- Q. IT に不慣れなスタッフでも使えるか。
- A. MCS の操作画面は、余計な機能を省くことでシンプルな作りにしており、基本的な操作は、患者のタイムラインを「見る」「つぶやく」という 2 つだけなので、誰でも簡単に利用できる。
- Q. MCS の登録患者数やスタッフ招待数の制限はあるか。
- A. 無料で、かつ、登録患者数及びスタッフ招待数の制限はない。
- Q. 医療介護従事者の MCS 利用事例としてどのようなものがあるか。
- A. 在宅医療・介護での多職種連携 (患者グループ) のほか、病診連携 (入院システムとして) や医師会の運営 ML、研究会や学会などのチームやグループ活動のコミュニケーションツールとして利用できる。

- Q. 1つのユーザーIDを複数人で共用することはできるか。
- A. ID（メールアドレス）の共用は、セキュリティの観点から不可としている。一人ずつそれぞれのIDを持ち、IDとパスワードを管理していただく。
- Q. MCSの管理者権限とはどういったものか。
- A. MCSでは、病院、介護事業所、薬局といった施設ごとに登録されたスタッフの中から、複数のスタッフに管理者権限を付与することができる。管理者は、患者グループやスタッフの登録、招待者の承認などを担う。
- Q. MCSを使って多職種連携のチームを作るにはどのようにすればよいか。
- A. MCSは、連携元事業者が、患者ごとに主治医や看護師、薬剤師、ケアマネなど多職種の医療介護従事者を招待することにより、多職種連携チームを作る。例えばあるグループに、スタッフを招待したい場合は、招待したいスタッフのメールアドレスを入力するか、またはすでに他のグループに入っているスタッフを別のグループに招待したい場合は、関係者一覧からワンクリックで簡単に招待できる。
- Q. 患者本人やその家族の方も招待することは可能か。
- A. 可能。患者本人や家族を招待したい場合は、医療介護従事者専用のグループとは別に、新たにグループを作ることができる。また、患者単位に作られた医療介護従事者専用のグループと患者・家族も参加するグループをワンクリックで簡単に切り替えて利用できる。
- Q. 患者情報を簡単に一括登録する方法はあるか。
- A. CSV形式のデータであれば、一括で取り込んで登録することができる。これにより、レセコンや電子カルテなどからも一括登録することができる。
- Q. 添付可能なファイルの種類とファイルの大きさの制限はあるか。また、患者宅にてモバイル機器で撮影した画像などを、戻ってPC添付ファイルとして送信するのではなく、その場から送れるか。
- A. 添付可能なファイルの種類の種類は制限はない。画像ファイル、pdf、エクセル、ワード、動画など何でも可能。サイズは、1つのファイル添付につき50MBまで。また、モバイル機器の利用も可能なので、現場で即画像などを添付して送信することもできる。
- Q. 音声認識での入力はあるか。
- A. 例えば、iPhoneならSiriを利用して音声入力が可能。
- Q. タイムラインに表示された了解ボタンを押した人は誰だか確認できるのか。
- A. 了解ボタン「○人」をいうところをクリックすると顔写真が出てくるので、誰が了解したかわかるようになっている。
- Q. MCSでは、患者単位の情報共有以外に、連絡網などのための単純な連絡の手段として用いることはできるのか。また、例えば特定のユーザーとだけ

メッセージのやり取りは可能か。

A. M C Sは患者単位のグループ以外にも、自由に任意のグループ（例えば、認知症研究会グループ、医師会連絡網グループなど）を作ることができる。また、特定のユーザーに連絡をしたい場合は、1対1のメッセージのやり取りができる。

Q. M C Sの採用実績について。

A. 全国170以上の医師会で正式採用されている。

Q. 書類の流れについて。

A. 事業所管理者は吉川市または松伏町に、「M C S利用申込書（様式1）」及び「M C S利用に係る連携守秘誓約書（様式第2号）」を提出する。それと同時に、M C Sを利用する従事者は、事業所管理者に、「業務情報保持に関する誓約書（様式第4号）」を提出する。また、患者グループを作る場合には、患者は、連携元事業所に、「個人情報使用同意書（様式第3号）」を提出する。

Q. 登録アドレスの制限はあるか。

A. キャリア系、P C、Free mailなど、登録アドレスの制限はない。

Q. 使用機種、端末に関らずP C・スマホ各種モバイルに対応可能であるが、個人が所有するスマホでも可能か。また、個人の私物利用の場合、セキュリティやそれに伴う通信費用などはどのように考えたらよいか。

A. セキュリティ上、専用端末での利用が推奨されるが、個人の端末であっても、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいて、セキュリティ運用（ナンバーロックをかける、ウイルスチェックソフトを導入する、パスワードを定期的に変更するなど）を行うことを推奨している。また、インターネット接続に係る通信費用を、事業所負担とするか、個人負担とするかは各事業所の判断による。なお、M C Sを利用する際の費用はない。

Q. 個人情報の利用や保全をどのように行うか。

A. 参加者には法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、ガイドライン等を含む）及び「吉川市・松伏町 メディカルケアステーション運用規程」を順守していただく。

Q. 吉川市・松伏町以外の事業所の参加の可否について。

A. 吉川市または松伏町に様式第1号及び様式第2号を提出して登録すれば参加は可能。

Q. 患者と連携元事業所の範囲について。

A. 患者は、吉川市または松伏町に住民登録がある方とし、連携元事業所は、吉川市または松伏町に所在を有する医療機関もしくは居宅介護支援事業所に限る。